

子育て情報

産後ケア事業の案内(宿泊型・居宅訪問型)



☎健康・保険課 母子保健係 ☎(232)4912

町では、産後の不安を解消するため産後ケア事業を行っています。申請書などが必要ですので、詳細は町ホームページか健康・保険課へお問い合わせください。(妊娠37週から申請できます。)

	宿泊型	居宅訪問型
委託先	菊陽レディースクリニック(菊陽町)	助産所マミーズ MORI(菊陽町) 未来助産院(菊池市) mahiro 助産院(合志市) くまさんの助産所(合志市)
利用できる期間	生後4カ月未満のお子さんとお母さん	生後1年未満のお子さんとお母さん
利用回数	6泊まで	3回まで
利用料	課税世帯 10,000円/泊 非課税・生活保護世帯 3,000円/泊	課税世帯 1,000円/回 非課税・生活保護世帯 300円/回

令和5年度低所得の子育て世帯への 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します



☎子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

(1)ひとり親世帯分

◆給付額 児童1人当たり5万円

対象者	申請方法	支給時期
①令和5年3月分の児童扶養手当受給者または令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者	申請不要(対象者には事前に通知を送付しています)	5月末
②公的年金などを受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人	必要書類を子育て支援課に持参するか郵送してください。	申請後可能な限り速やかに支給
③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人		

(2)ひとり親世帯以外のその他世帯分

◆給付額 児童1人当たり5万円

対象者	申請方法	支給時期
①令和4年度低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の受給者	申請不要(対象者には事前に通知を送付しています)	5月末
②児童*を養育している人で、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が町民税均等割非課税に相当する程度まで減少した人	必要書類を子育て支援課に持参するか郵送してください。	申請後可能な限り速やかに支給

*児童とは、平成17年4月2日から令和6年2月29日までに出生した児童および特別児童扶養手当の支給対象となる児童(平成15年4月2日以降に出生した児童)

◆申請期間 (1)、(2)ともに6月1日から令和6年2月29日まで

※(1)(2)の併給はできません。

※各給付金の詳細は、窓口へお問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。



(1)ひとり親世帯分



(2)その他世帯分

児童手当のお知らせです

児童手当現況届の提出が必要な場合があります



☎子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

現況届は、令和4年度から原則不要になりました。現況届の提出が必要な一部の人には子育て支援課から書類を郵送しますので、6月中旬に提出してください。

◆現況届の提出が必要な人

- ①離婚協議中で「配偶者と別居」と申請した人(離婚済みか、あるいは離婚協議を取りやめたかを町で把握できていない人も対象)
 - ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人
 - ③支給要件児童の住民票がない人
 - ④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
 - ⑤その他 状況を確認する必要がある人
- ①～④に該当する人で、6月中旬に現況届が届かない場合はお問い合わせください。

◆過年度の現況届が未提出の人

令和3年度の現況届の提出が確認できず一時差止中の人は、当該年度の現況届の提出が必要です。

児童手当の所得制限・所得上限

児童を養育している人の所得が、所得制限限度額を超えた場合、特例給付が支給されます。所得上限限度額を超えた場合は、受給資格消滅となり、手当は支給されません。

※手当が支給されなくなった後に、所得が所得上限限度額を下回った場合、認定請求書の提出が必要です。限度額などの制度の詳細は、町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

子育て世代の負担軽減に向けて

保育園などの副食費と 学校給食費を補助します



☎子育て支援課 保育所係 ☎(232)2202
学務課 ☎(232)4918

4月から、子育て世代の経済的負担の軽減のための給食費(副食費)の一部補助事業を始めました。



自校で作られた給食をほおぼる菊陽南小学校の児童

	保育所など	学校
対象施設	保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設(企業主導型含む)	町立小中学校
対象者	次の①～④に該当する児童。 ①町内に在住 ②副食費を実費徴収されている ③副食費の免除や他の助成を受けていない ④3歳以上児(年少～年長)の幼児教育・保育の無償化対象者で、各月初日の在籍者(1号認定の児童は、満3歳になった翌月から対象) ※対象者の保護者には、利用施設を通してお知らせしていますが、町外の認可外保育施設を利用する対象児童の把握が難しい場合があります。利用施設から対象者のお知らせがない場合は、子育て支援課にお問い合わせください。	町立小中学校に通う児童生徒 ※国や県などの各種助成を受けている人を除きます
対象期間	令和5年4月分～令和6年3月分	
補助金額	月額1,000円(上限)	
実施方法	副食費の月額から1,000円減額 ※減額せずに年度末に償還払いをする施設もありますので、詳細は利用施設にご確認ください。	給食費の月額から1,000円を減額